

18文科振第685号
平成19年1月19日

平成18年度科学研究費補助金（特別推進研究、
特定領域研究、萌芽研究、若手研究(A・B)及び
特別研究促進費）の補助事業者 各位

文部科学大臣 伊 吹 文 明

(印影印刷)

平成18年度科学研究費補助金に係る補助条件
(実績報告書の提出期限)の変更について(通知)

平成18年度科学研究費補助金の交付決定において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）第8条の規定により通知した補助条件について、同法第10条第1項の規定に基づき、別紙のとおり変更することとしたので、同法第10条第4項及び第8条の規定により通知します。

なお、この変更に対し不服がある場合における同法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成19年1月26日とします。

「補助条件」(平成18年度)の変更

変更前	変更後
<p>【補助事業の廃止】</p> <p>3-3 研究代表者は、補助事業を廃止しようとする場合には、様式C-5「研究廃止承認申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、廃止のときまでの補助事業について、<u>廃止の後、30日以内又は平成19年4月25日のいずれか早い日までに</u>、様式C-6「実績報告書(収支決算報告書)」及び様式C-7-1「実績報告書(研究実績報告書)」(研究分担者に分担金を配分した研究代表者にあつては、様式C-6「実績報告書(収支決算報告書)」、様式C-7-1「実績報告書(研究実績報告書)」及び様式C-7-2「研究組織登録票」)により、文部科学大臣に実績報告を行わなければならない(同報告書中の「研究実績の概要」は、利用者がプリントアウトできるかたちで、国立情報学研究所のホームページにより公開される)。</p> <p>【育児休業等による中断】</p> <p>3-11 研究代表者は、産前産後の休暇又は育児休業(以下「育児休業等」という。)を取得する場合に、年度途中で補助事業を廃止し、翌年度の育児休業等の終了後に補助金の再交付を希望する場合には、育児休業等を取得する前に、様式C-13「研究中断承認申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、廃止のときまでの補助事業について、<u>廃止の後、30日以内又は平成19年4月25日のいずれか早い日までに</u>、様式C-6「実績</p>	<p>【補助事業の廃止】</p> <p>3-3 研究代表者は、補助事業を廃止しようとする場合には、様式C-5「研究廃止承認申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、廃止のときまでの補助事業について、<u>廃止の後、30日以内に</u>、様式C-6「実績報告書(収支決算報告書)」及び様式C-7-1「実績報告書(研究実績報告書)」(研究分担者に分担金を配分した研究代表者にあつては、様式C-6「実績報告書(収支決算報告書)」、様式C-7-1「実績報告書(研究実績報告書)」及び様式C-7-2「研究組織登録票」)により、文部科学大臣に実績報告を行わなければならない(同報告書中の「研究実績の概要」は、利用者がプリントアウトできるかたちで、国立情報学研究所のホームページにより公開される)。</p> <p>【育児休業等による中断】</p> <p>3-11 研究代表者は、産前産後の休暇又は育児休業(以下「育児休業等」という。)を取得する場合に、年度途中で補助事業を廃止し、翌年度の育児休業等の終了後に補助金の再交付を希望する場合には、育児休業等を取得する前に、様式C-13「研究中断承認申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、廃止のときまでの補助事業について、<u>廃止の後、30日以内に</u>、様式C-6「実績報告書(収支決算報告書)」及び様式C-7-1「実</p>

報告書（収支決算報告書）」及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」（研究分担者に分担金を配分した研究代表者にあつては、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」、様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」及び様式C-7-2「研究組織登録票）」により、文部科学大臣に実績報告を行わなければならない（同報告書中の「研究実績の概要」は、利用者がプリントアウトできるかたちで、国立情報学研究所のホームページにより公開される）。

【実績報告書の提出期限】

6-1 研究代表者は、補助事業の完了又は廃止の後、30日以内又は平成19年4月25日のいずれか早い日までに、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」（研究分担者に分担金を配分した研究代表者にあつては、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」、様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」及び様式C-7-2「研究組織登録票）」により、文部科学大臣に実績報告を行わなければならない（同報告書中の「研究実績の概要」は、利用者がプリントアウトできるかたちで、国立情報学研究所のホームページにより公開される）。

績報告書（研究実績報告書）」（研究分担者に分担金を配分した研究代表者にあつては、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」、様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」及び様式C-7-2「研究組織登録票）」により、文部科学大臣に実績報告を行わなければならない（同報告書中の「研究実績の概要」は、利用者がプリントアウトできるかたちで、国立情報学研究所のホームページにより公開される）。

【実績報告書の提出期限】

6-1 研究代表者は、平成19年5月31日まで（補助事業を廃止した場合には、当該廃止の後30日以内）に、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」（研究分担者に分担金を配分した研究代表者にあつては、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」、様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」及び様式C-7-2「研究組織登録票）」により、文部科学大臣に実績報告を行わなければならない（同報告書中の「研究実績の概要」は、利用者がプリントアウトできるかたちで、国立情報学研究所のホームページにより公開される）。